

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の退職管理に関する規則第30条に基づく
裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の再就職状況の公表

平成25年11月

最高裁判所は、裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の退職管理に関する規則第30条の規定に基づき以下の事項を公表する。

【裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の23第3項の規定に基づく通知】

番号	氏名	離職時の年齢	離職時の官職	離職日	再就職日 (注)	再就職先の 名称	再就職先の 業務内容	再就職先 における地位	裁判所職員臨時措置法 において準用する国家公務員法第106条の3第2項 第4号の規定に基づく承認の有無	裁判所職員臨時措置法 において準用する国家公務員法第106条の2第2 項第3号に規定する組織 による離職後の就職の 援助の有無
1	境 敏 博	60	横浜家庭裁判所 少年首席書記官	H25.3.31	H25.4.1	一般財団法人司法協 会	司法制度に関する 知識の普及・啓発 等	出版事業部長兼 編集課長	無	無

(注) 「再就職日」には「再就職予定日」が含まれる。

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の退職管理に関する規則第30条に基づく
裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の再就職状況の公表

平成25年11月

最高裁判所は、裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の退職管理に関する規則第30条の規定に基づき以下の事項を公表する。

【裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の24第2項の規定に基づく届出】

番号	氏名	離職時の年齢	離職時の官職	離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の3第2項第4号の規定に基づく承認の有無	裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無
1	赤 桐 一 博	60	和歌山家庭裁判所 首席家庭裁判所調査官	H24.3.31	H24.10.1	大阪家庭裁判所	国家公務	家庭裁判所調査官	無	無
2	有 園 正 博	60	宮崎家庭裁判所 首席家庭裁判所調査官	H23.3.31	H24.10.3	前橋家庭裁判所	国家公務	家庭裁判所調査官	無	無
3	池 田 晶 夫	60	広島地方裁判所 刑事首席書記官	H23.3.31	H24.4.1	鳥取家庭裁判所	国家公務	家事調停委員	無	無
4	池 田 一 吉	59	福岡高等裁判所 刑事首席書記官	H24.7.30	H24.8.1	福岡簡易裁判所	国家公務	簡易裁判所判事	無	無
5	一 色 和 男	60	徳島家庭裁判所 首席家庭裁判所調査官	H24.3.31	H24.9.3	高松家庭裁判所	国家公務	家庭裁判所調査官	無	無
6	井 上 博 雄	60	大阪高等裁判所 民事首席書記官	H23.7.31	H24.4.1	大阪家庭裁判所堺支部	国家公務	家事調停委員	無	無
7	猪 浦 隆 之	60	前橋地方裁判所 民事首席書記官	H24.3.31	H24.5.15	群馬弁護士会	弁護士及び弁護士法人の指導、連絡及び監督事務	事務職員	無	無
8	上 田 俊 明	60	札幌高等裁判所 民事首席書記官	H24.7.30	H24.8.1	札幌簡易裁判所	国家公務	簡易裁判所判事	無	無

番号	氏名	離職時の年齢	離職時の官職	離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の3第2項第4号の規定に基づく承認の有無	裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無
9	馬屋原 貴 行	60	さいたま家庭裁判所 次席家庭裁判所調査官	H23.3.31	H24.12.3	東京家庭裁判所	国家公務	家庭裁判所調査官	無	無
10	大 倉 輝 明	59	大阪地方裁判所 民事首席書記官	H24.3.31	H24.10.1	京都家庭裁判所	国家公務	家事調停委員	無	無
11	大 塚 慶 之	50	佐賀地方裁判所 刑事首席書記官	H24.3.31	H24.4.1	福岡地方裁判所	国家公務	執行官	無	無
12	岡 憲 和	60	岡山家庭裁判所 首席書記官	H23.3.31	S24.4.1	広島家庭裁判所	国家公務	家事調停委員	無	無
13	落 合 卓	59	最高裁判所事務総局 家庭審議官	H24.7.30	H24.8.1	東京簡易裁判所	国家公務	簡易裁判所判事	無	無
14	家 室 章	60	広島地方裁判所 刑事首席書記官	H24.3.31	H24.10.1	広島家庭裁判所	国家公務	家事調停委員	無	無
15	川 崎 悦 子	60	高松家庭裁判所 事務局長	H24.3.31	H24.10.1	高松家庭裁判所	国家公務	家事調停委員	無	無
16	川 田 哲 夫	60	青森家庭裁判所 首席家裁調査官	H23.3.31	H24.4.2	静岡家庭裁判所沼津支 部	国家公務	家庭裁判所調査官	無	無
17	北 淵 厚 子	60	高知家庭裁判所 首席書記官	H24.3.31	H24.10.1	徳島家庭裁判所	国家公務	家事調停委員	無	無
18	小 路 法 雄	60	函館地方裁判所 刑事首席書記官	H24.3.31	H24.10.1	札幌家庭裁判所	国家公務	家事調停委員	無	無

番号	氏名	離職時の年齢	離職時の官職	離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の3第2項第4号の規定に基づく承認の有無	裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無
19	小松正和	60	高松地方裁判所 民事首席書記官	H24.3.31	H24.10.1	高松家庭裁判所	国家公務	家事調停委員	無	無
20	齊藤好久	60	金沢地方裁判所 民事次席書記官	H23.3.31	H24.10.1	金沢簡易裁判所	国家公務	民事調停委員	無	無
21	鹿内昭彦	58	仙台高等裁判所 刑事首席書記官	H24.7.30	H24.8.1	仙台簡易裁判所	国家公務	簡易裁判所判事	無	無
22	白崎省吾	60	大阪高等裁判所 刑事首席書記官	H24.7.30	H24.8.1	大阪簡易裁判所	国家公務	簡易裁判所判事	無	無
23	鈴木秀夫	56	千葉家庭裁判所 事務局次長	H24.7.30	H24.8.1	東京簡易裁判所	国家公務	簡易裁判所判事	無	無
24	須田浩志	51	札幌地方裁判所 民事次席書記官	H24.7.30	H24.8.1	札幌簡易裁判所	国家公務	簡易裁判所判事	無	無
25	関衛	60	金沢地方裁判所 事務局長	H24.3.31	H24.10.1	金沢家庭裁判所	国家公務	家事調停委員	無	無
26	仙波啓次	59	最高裁判所 第二小法廷首席書記官	H24.7.30	H24.8.1	大阪簡易裁判所	国家公務	簡易裁判所判事	無	無
27	相馬正彦	57	仙台高等裁判所 民事首席書記官	H24.7.30	H24.8.1	仙台簡易裁判所	国家公務	簡易裁判所判事	無	無
28	空井克憲	60	札幌高等裁判所 刑事首席書記官	H23.3.31	H24.10.1	札幌家庭裁判所小樽支部	国家公務	家事調停委員	無	無

番号	氏名	離職時の年齢	離職時の官職	離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の3第2項第4号の規定に基づく承認の有無	裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無
29	高田和夫	56	高松高等裁判所事務局次長	H24.7.30	H24.8.1	高松簡易裁判所	国家公務	簡易裁判所判事	無	無
30	高野俊晴	60	最高裁判所事務総局秘書課参事官	H24.7.30	H24.8.1	東京簡易裁判所	国家公務	簡易裁判所判事	無	無
31	立川忠	57	名古屋高等裁判所民事首席書記官	H24.7.30	H24.8.1	名古屋簡易裁判所	国家公務	簡易裁判所判事	無	無
32	谷口勝保	60	大阪家庭裁判所首席家庭裁判所調査官	H24.3.31	H24.10.1	京都家庭裁判所	国家公務	家事調停委員	無	無
33	寺田鉄朗	58	札幌高等裁判所事務局次長	H24.7.30	H24.8.1	札幌簡易裁判所	国家公務	簡易裁判所判事	無	無
34	中須賀亮子	60	司法研修所事務局次長	H24.7.30	H24.8.1	東京簡易裁判所	国家公務	簡易裁判所判事	無	無
35	中村幸一	60	高知地方裁判所事務局長	H23.3.31	H24.4.1	高松家庭裁判所	国家公務	家事調停委員	無	無
36	中村良一	52	高知地方裁判所民事次席書記官	H24.3.31	H24.4.1	東京地方裁判所	国家公務	執行官	無	無
37	西澤光男	59	最高裁判所第三小法廷首席書記官	H24.7.30	H24.8.1	東京簡易裁判所	国家公務	簡易裁判所判事	無	無
38	野上康雄	60	さいたま家庭裁判所事務局長	H24.3.31	H24.10.1	東京家庭裁判所	国家公務	家事調停委員	無	無

番号	氏名	離職時の年齢	離職時の官職	離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の3第2項第4号の規定に基づく承認の有無	裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無
39	橋本 富美男	60	東京簡易裁判所 民事首席書記官	H24.7.30	H24.8.1	東京簡易裁判所	国家公務	簡易裁判所判事	無	無
40	林 一 宣	55	長野地方裁判所 刑事首席書記官	H24.7.30	H24.8.1	東京簡易裁判所	国家公務	簡易裁判所判事	無	無
41	藤田 健夫	60	金沢地方裁判所 事務局次長	H23.3.31	H24.4.1	七尾簡易裁判所	国家公務	民事調停委員	無	無
42	眞邊 俊昭	60	鹿児島地方裁判所 刑事首席書記官	H23.3.31	H24.4.1	屋久島簡易裁判所	国家公務	民事調停委員	無	無
43	眞邊 俊昭	60	鹿児島地方裁判所 刑事首席書記官	H23.3.31	H24.4.1	鹿児島家庭裁判所 屋久島出張所	国家公務	家事調停委員	無	無
44	村田 眞英	50	名古屋地方裁判所 刑事次席書記官	H24.7.30	H24.8.1	名古屋簡易裁判所	国家公務	簡易裁判所判事	無	無
45	森下 多美子	60	金沢家庭裁判所 次席家裁調査官	H23.3.31	H24.4.20	名古屋家庭裁判所	国家公務	家庭裁判所調査官	無	無
46	山口 剛	60	大分地方裁判所 刑事首席書記官	H24.3.31	H24.10.1	福岡家庭裁判所	国家公務	家事調停委員	無	無
47	山田 英博	60	富山地方裁判所 刑事首席書記官	H24.3.31	H24.10.1	岐阜簡易裁判所	国家公務	裁判所書記官	無	無
48	山田 英博	60	富山地方裁判所 刑事首席書記官	H24.3.31	H24.12.10	岐阜簡易裁判所	国家公務	裁判所書記官	無	無

番号	氏名	離職時の年齢	離職時の官職	離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の3第2項第4号の規定に基づく承認の有無	裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第106条の2第2項第3号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無
49	吉田 要	54	千葉地方裁判所 民事次席書記官	H24.7.30	H24.8.1	東京簡易裁判所	国家公務	簡易裁判所判事	無	無
50	渡部 高士	59	東京高等裁判所 刑事首席書記官	H24.7.30	H24.8.1	東京簡易裁判所	国家公務	簡易裁判所判事	無	無